

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和5年度計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

令和5年4月作成

稲 城 市

1 目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、住宅耐震化に係わる取組を位置付け、その進捗状況を把握及び評価するとともに、プログラムの改善を図り、住宅の耐震化を強力に促進することを目的とする。

2 位置付け

アクションプログラムは、稲城市耐震改修促進計画の「4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及」に基づき策定する。

3 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、稲城市全域とする。

4 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、建築基準法（昭和 25 年法律第 20 号）における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築工事に着手した全ての住宅とする。

5 実施期間

アクションプログラムの実施期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までとする。ただし、社会経済状況の変化、関連計画の改訂、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しを行う。

なお、各取組の実施スケジュールについては、次のとおりとする。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)戸別訪問	木造住宅	※1		
	非木造住宅		※2	
(2)耐震診断実施者に対する耐震化促進				
(3)改修事業者の技術力向上に関する取組 耐震改修事業者リストの作成・公開				
(4)耐震化の必要性に関する普及・啓発				

※1 令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「令和 3 年度住宅防火診断」に伴う戸別訪問に内容を変更して実施したため、戸別訪問の実施時期を見直した。

※2 木造住宅の戸別訪問に加え、非木造住宅の戸別訪問も併せて実施した。

6 実績の公表及び自己評価

毎年度の補助件数の目標及び実績を市ホームページにおいて公表し、アクションプログラムの取組内容について、自己評価を実施する。

7 令和5年度の取組内容及び目標

(1) 耐震診断実施者に対するフォローアップ

ア 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない木造住宅の所有者に対し個別訪問による促進活動を行う。

(2) 改修事業者の技術力向上に関する取組及び改修事業者リスト

ア 市内の改修事業者4社に日本建築防災協会のWEB講習「木造住宅の耐震化促進講習会」を受講していただき、技術力向上を図る。

イ 耐震改修事業者リストを作成し、市ホームページ上で公開するとともに、耐震診断実施者へ配布する。

(3) 耐震化の必要性に関する普及啓発

ア 市内の住民を対象に、防災訓練等の機会を捉え、耐震化の必要性について普及啓発を実施する。

イ 耐震改修に関するパンフレットを配布する。

ウ 市報及びホームページで耐震改修の必要性を周知する。

(4) 耐震診断・改修の目標件数について

耐震診断及び改修の目標件数は下記のとおりとする。

ア 木造住宅に対する耐震診断費補助戸数：5戸

イ 木造住宅に対する耐震改修費補助戸数：4戸